



県 章

山形県公報

令和7年12月23日（火）

第667号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則

- 技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則 (人事課) 1202
- 住民基本台帳法の施行に関する規則の一部を改正する規則 (市町村課) 1206
- 山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則 (こども家庭福祉課) 同
- 山形県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則 (同) 同

告 示

- 県議会定例会の閉会 (財政課) 1207
- 山形県水資源保全地域の指定 (環境企画課) 同
- 生活保護法による指定医療機関の指定 (地域福祉推進課) 同
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (同) 同
- 生活保護法による指定医療機関の休止の届出 (同) 1208
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (同) 同
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (同) 1209
- 生活保護法による指定施術機関の指定 (同) 1210
- 開発行為に関する工事の完了 (村山総合支庁建築課) 同

選挙管理委員会関係

告 示

- 政治団体の報告書等の閲覧等に関する規程の一部を改正する規程 同
- 政党の支部が提出した政党交付金の使途に関する報告書等の閲覧に関する規程の一部を改正する規程 1211

人事委員会関係

規 則

- 山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）等の一部を改正する規則 1212
- 山形県人事委員会規則5-2（特殊勤務手当支給の基準と手続）の一部を改正する規則 1218

企 業 局 関 係

規 程

- 山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程 1219

病院事業局関係

規 程

- 山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程 1220

公 告

- 大規模小売店舗の新設の届出……………（商業振興・経営支援課）…1225
 ○大規模小売店舗の変更の届出……………（同）…1226
 ○令和7年度山形県の特定役務（建設工事）の調達契約に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告……………（建設企画課）…同
 ○一般競争入札の公告……………（病院事業局）…1227

規 則

技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第62号

技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則

第1条 技能労務職員に関する規則（昭和33年4月県規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1

技 能 労 務 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 183,600	円 245,600	円 281,200	円 315,300
	2	184,700	247,100	282,200	316,800
	3	186,000	248,700	283,200	318,300
	4	187,100	250,200	284,200	319,700
	5	188,200	251,700	285,200	321,100
	6	189,300	253,200	286,200	322,200
	7	190,600	254,700	287,200	323,200
	8	191,700	256,100	288,200	324,400
	9	192,800	257,600	289,200	325,600
	10	193,900	258,800	290,200	327,200
	11	195,200	260,100	291,200	328,900
	12	196,300	261,500	292,300	330,500
	13	197,400	262,700	293,300	332,000
	14	198,500	263,900	294,600	333,600
	15	199,800	265,100	295,900	335,200
	16	200,900	266,300	297,200	336,800
	17	202,000	267,400	298,400	338,300
	18	203,800	268,600	299,700	340,000
	19	205,400	269,700	300,900	341,700
	20	207,000	270,800	302,200	343,300

	21	208,600	271,700	303,200	344,700
	22	210,400	272,700	304,400	346,400
	23	212,000	273,700	305,600	348,200
	24	213,600	274,700	306,900	349,800
	25	215,300	275,800	308,300	351,000
	26	217,000	276,700	309,300	352,900
	27	218,700	277,600	310,300	354,700
	28	220,500	278,500	311,300	356,300
	29	221,800	279,300	312,400	357,800
	30	223,400	280,100	313,600	359,400
	31	225,000	280,900	314,800	361,100
	32	226,500	281,600	316,000	362,700
	33	228,200	282,300	317,100	364,400
	34	229,800	283,100	318,400	366,300
	35	231,500	283,900	319,700	368,100
	36	233,200	284,600	321,100	369,900
	37	234,900	285,300	322,300	371,400
	38	236,700	286,100	323,600	372,800
	39	238,200	286,800	324,900	374,300
	40	239,800	287,500	326,200	375,700
	41	241,100	288,200	327,600	377,200
	42	242,200	288,900	328,900	378,000
	43	243,400	289,600	330,200	379,100
	44	244,500	290,300	331,300	380,100
	45	245,600	291,000	332,200	381,000
	46	246,700	291,700	333,500	382,100
	47	247,800	292,400	334,800	383,000
	48	248,900	293,000	336,100	384,000
定	49	250,100	293,700	337,300	384,900
	50	251,100	294,300	338,600	385,600
年	51	252,000	295,000	339,800	386,300
	52	252,800	295,700	341,000	386,900
前	53	253,600	296,300	342,300	387,300
再	54	254,300	296,900	343,400	387,900
	55	254,900	297,500	344,500	388,600
任	56	255,600	298,200	345,600	389,300
用	57	256,300	298,800	346,300	389,600
	58	256,900	299,400	347,200	390,300
短	59	257,500	300,000	348,000	391,000
	60	258,100	300,700	348,800	391,600
時					

間	61	258,600	301,300	349,600	391,900
	62	259,200	302,000	350,000	392,400
	63	259,800	302,500	350,500	393,100
勤	64	260,300	303,000	351,300	393,700
務	65	260,700	303,500	352,100	394,000
	66	261,100	304,100	352,800	394,600
職	67	261,500	304,600	353,500	395,300
	68	261,800	305,200	354,100	395,900
員	69	262,100	305,600	354,600	396,300
以	70	262,400	306,100	355,200	396,800
	71	262,700	306,600	355,700	397,400
外	72	263,000	307,200	356,300	397,900
の	73	263,300	307,700	356,600	398,400
	74	263,600	308,200	357,100	399,000
職	75	263,900	308,500	357,400	399,500
	76	264,200	308,900	357,800	399,800
員	77	264,500	309,000	358,200	400,200
	78	264,800	309,300	358,700	400,700
	79	265,100	309,500	359,200	401,100
	80	265,400	309,800	359,700	401,500
	81	265,700	310,000	360,000	401,900
	82	266,000	310,200	360,400	402,400
	83	266,300	310,500	360,900	402,800
	84	266,600	310,700	361,300	403,200
	85	266,900	311,000	361,600	403,500
	86	267,200	311,200	362,000	
	87	267,500	311,500	362,400	
	88	267,800	311,800	362,800	
	89	268,200	312,100	363,000	
	90	268,500	312,400	363,400	
	91	268,800	312,700	363,800	
	92	269,100	313,100	364,200	
	93	269,400	313,200	364,300	
	94	269,700	313,400	364,800	
	95	270,000	313,800	365,200	
	96	270,300	314,200	365,500	
	97	270,600	314,400	365,800	
	98	270,900	314,700	366,200	
	99	271,200	315,000	366,600	
	100	271,500	315,400	367,000	

	101	271,800	315,600	367,500	
	102	272,100	315,900	367,900	
	103	272,400	316,200	368,300	
	104	272,700	316,500	368,700	
	105	273,000	316,700	369,200	
	106		317,000	369,600	
	107		317,300	369,900	
	108		317,600	370,200	
	109		317,800	370,700	
	110		318,100		
	111		318,600		
	112		318,900		
	113		319,000		
	114		319,300		
	115		319,600		
	116		320,000		
	117		320,200		
	118		320,400		
	119		320,700		
	120		321,000		
	121		321,300		
	122		321,500		
	123		321,800		
	124		322,100		
	125		322,400		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		209,900	240,100	262,400	295,400

備考 この表は、会計年度任用職員以外の職員に適用する。

第2条 技能労務職員に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1中	362,000	を	362,000	403,900	に改める。
	362,400		362,400	404,300	
	362,800		362,800	404,600	
	363,000		363,000	404,900	
	363,400		363,400	405,300	
	363,800		363,800	405,600	
	364,200		364,200	405,900	
	364,300		364,300	406,200	

- 附 則**
(施行期日等)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
 - 2 第1条の規定による改正後の技能労務職員に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。
(給与の内払)
 - 3 改正後の規則の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の技能労務職員に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

住民基本台帳法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第63号

住民基本台帳法の施行に関する規則の一部を改正する規則

住民基本台帳法の施行に関する規則（平成14年8月県規則第59号）の一部を次のように改正する。
第8条第5項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第64号

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「第25条第1項第4号」を「第25条第1項第5号」に改める。
第21条第2項中「第29条第1項第4号」を「第29条第1項第5号」に改める。
第22条第2項中「第30条第5号」を「第30条第6号」に改める。
第39条第2項中「第40条第1項第4号」を「第40条第1項第5号」に改める。
第40条第2項中「第41条第8号」を「第41条第9号」に改める。
第68条第2項中「第59条第1項第4号」を「第59条第1項第5号」に改める。

第75条第2項中「第63条第1項第3号」を「第63条第1項第4号」に改め、同条第3項中「第63条第1項第4号」を「第63条第1項第5号」に改める。

第76条第1項中「第64条第3号」を「第64条第5号」に改め、同条第2項中「第64条第4号から第7号まで」を「第64条第6号から第9号まで」に改め、同条第3項中「第64条第7号」を「第64条第9号」に改める。

附 則

この規則は、令和8年3月1日から施行する。

山形県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第65号

山形県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（令和7年3月県規則第5号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「第21条第8号」を「第21条第9号」に改める。

附 則

この規則は、令和8年3月1日から施行する。

告示

山形県告示第870号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により令和7年12月2日招集した山形県議会定例会は、同月19日閉会した。

令和7年12月23日

山形県知事 吉村美栄子

山形県告示第871号

山形県水資源保全条例（平成25年3月県条例第14号）第9条第1項の規定により、水資源保全地域を次のとおり指定する。

なお、関係図書は、環境エネルギー部環境企画課及び各総合支庁保健福祉環境部環境課並びに山形市農林部森林整備課において縦覧に供するとともに、山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）により公表する。

令和7年12月23日

山形県知事 吉村美栄子

1 名称 山形市水資源保全地域

2 区域 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定によりたてた地域森林計画で定める山形市の森林の区域

山形県告示第872号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和7年12月23日

山形県知事 吉村美栄子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
あきば歯科医院	天童市南町二丁目14番35号	令和7.4.1
通町薬局	米沢市通町四丁目7番30号	同 11.1

山形県告示第873号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和7年12月23日

山形県知事 吉村美栄子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
サフラン薬局	米沢市塩井町塩野1767番地の4	令和7.8.31
さくら薬局橋岡店	村山市橋岡晦日町4番11号	同 9.30

医療法人篠田好生会天童温泉篠田病院	天童市鎌田一丁目7番1号	同 10. 1
よこやま皮膚科医院	鶴岡市美咲町25番12号	同 11. 30

山形県告示第874号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

令和7年12月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	休止年月日
丹野歯科医院	西村山郡河北町溝延326番地4	令和7.10. 1

山形県告示第875号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年12月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

ショートステイかみじ荘

鶴岡市羽黒町手向字薬師沢198番地3

(2) 変更の内容

指定介護機関の名称		変更年月日
変更前	変更後	
指定短期入所生活介護事業所かみじ荘	ショートステイかみじ荘	令和6.10. 1

2 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

ショートステイかみじ荘

鶴岡市羽黒町手向字薬師沢198番地3

(2) 変更の内容

指定介護機関の名称		変更年月日
変更前	変更後	
指定ユニット型短期入所生活介護事業所かみじ荘	ショートステイかみじ荘	令和6.10. 1

3 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

支援センターかみじ荘

鶴岡市羽黒町手向字薬師沢198番地3

(2) 変更の内容

指定介護機関の名称		変更年月日
変更前	変更後	
指定居宅介護支援センターかみじ荘	支援センターかみじ荘	令和 6.10. 1

4 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

ホームヘルパーかみじ荘

鶴岡市羽黒町手向字薬師沢198番地3

(2) 変更の内容

指定介護機関の名称		変更年月日
変更前	変更後	
指定訪問介護事業所かみじ荘	ホームヘルパーかみじ荘	令和 6.10. 1

5 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

デイサービスかみじ荘

鶴岡市羽黒町手向字薬師沢198番地3

(2) 変更の内容

指定介護機関の名称		変更年月日
変更前	変更後	
指定通所介護事業所デイサービスセンターかみじ荘	デイサービスかみじ荘	令和 6.10. 1

山形県告示第876号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和7年12月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	廃止年月日
ケアセンターとこしえ あやめ通り	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	長井市緑町12番50号	令和 7. 9. 30

山形県告示第877号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和7年12月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定施術機関の氏名	施 術 所 の 名 称	施 術 所 の 所 在 地	指定年月日
瀬 戸 隆 之	訪問治療やまぶき	酒田市両羽町2番地の14 リアンⅡ106号室	令和7.10.1
佐 藤 良 祐	訪問鍼灸按摩アットウォーミー仙台	宮城県仙台市宮城野区岩切鴻巣南78番1号	同

山形県告示第878号

次の開発行為は、完了した。

令和7年12月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 許可番号

令和6年6月28日 指令村総建第148号

2 開発区域に含まれる地域の名称

東根市大字野田字七久保643番1、644番2、野田字七クボ659番2、660番1、661番、662番1、662番2、662番4、663番1、673番2、673番3、676番1、677番1、677番3の一部、678番2、678番3の一部、677番1地先、神町字西原674番1、674番2、674番3、675番1、675番2、675番3、675番4、675番5、675番8、675番9、675番24、675番25、676番1、羽入字北原2482番1、2482番1地先

3 開発許可を受けた者の住所及び名称

東根市大字野田724番地 株式会社エムアイホールディングス

選挙管理委員会関係**告 示****山形県選挙管理委員会告示第62号**

政治団体の報告書等の閲覧等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年12月23日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕 谷 真 生

政治団体の報告書等の閲覧等に関する規程の一部を改正する規程

政治団体の報告書等の閲覧等に関する規程（昭和50年12月県選挙管理委員会告示第45号）の一部を次のように改正する。

第1条中「よる」を「よる県の選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が受理した」に、「書面又は」を「書面、」に、「のうち県の選挙管理委員会（以下「委員会」という。）において受理したもの」を「又は確認書」に改める。

第2条第1項中「委員会の」を「委員会が」に改め、同条第4項中「違反する」を「違反した」に改める。

第3条第1項中「より」を「よる委員会が受理した」に、「を請求しようとする者（以下「請求者」を「の請求（以下「交付請求」に、「書面」を「文書」に、「を委員会に提出しなければ」を「でしなければ」に改め、同項第1号中「請求者」を「交付請求をする者（以下「交付請求者」という。）」に改め、同項第2号中「写しの交付の請求」を「交付請求」に、「並びに」を「及び」に、「及び」を「又は」に改め、同項第3号中「求める写し」を「交付請求者が求める報告書等の写し」に改め、同項第4号中「写しの送付の方法による」を削り、「交付」を「送付」に改め、同条第2項中「請求者」を「交付請求者」に改め、同条第3項中「法第20条の2第2項の規定に

よる」を「交付」に、「当該請求」を「当該交付請求」に、「起算して15日」を「14日」に改め、同条第4項中「請求者」を「交付請求者」に改め、同条第5項各号列記以外の部分中「法第20条の2第2項の規定による」を「前2項の規定にかかわらず、委員会は、交付」に、「報告書等」を「報告書等の写し」に、「当該請求」を「当該交付請求」に、「起算して45日」を「44日」に、「すべてについて第3項」を「全てについて法第20条の2第2項」に改め、「、同項及び前項の規定にかかわらず、委員会は」を削り、「に第3項の規定による」を「に当該」に、「同項の規定による」を「当該」に、「同項に」を「第3項に」に、「請求者」を「交付請求者」に改め、同項第1号中「本項」を「この項の規定」に改め、同項第2号中「報告書等」を「報告書等の写し」に、「第3項の規定による」を「当該」に改める。

附 則

この規程は、令和8年1月1日から施行する。

山形県選挙管理委員会告示第63号

政党の支部が提出した政党交付金の使途に関する報告書等の閲覧に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年12月23日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕 谷 真 生

政党の支部が提出した政党交付金の使途に関する報告書等の閲覧に関する規程の一部を改正する規程

政党の支部が提出した政党交付金の使途に関する報告書等の閲覧に関する規程（平成7年12月県選挙管理委員会告示第88号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

政党の支部が提出した政党交付金の使途に関する報告書等の閲覧等に関する規程

第1条中「) 第32条第5項」を「。以下「法」という。) 第32条第5項」に、「閲覧」を「閲覧又は写しの交付」に改める。

第2条第1項中「の指定する」を「(以下「委員会」という。) の指定する」に改め、同条第2項中「の場所に」を「に」に改め、同条第4項中「違反する」を「違反した」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(写しの交付)

第3条 法第32条第5項の規定による委員会が受理した報告書等の写しの交付の請求（以下「交付請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した文書（以下「交付請求書」という。）でしなければならない。

- (1) 交付請求をする者（以下「交付請求者」という。）の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名
 - (2) 交付請求に係る政党の支部の名称及び報告書等に係る支部政党交付金の支給を受け、若しくは支部政党交付金による支出をし、又は支部基金の残高を有した年
 - (3) 交付請求者が求める報告書等の写しの交付の方法（複数の実施の方法を求める場合にあってはその旨及び当該複数の実施の方法、写しの交付の請求に係る報告書等の部分ごとに異なる写しの交付の方法を求める場合にあってはその旨及び当該部分ごとの写しの交付の方法）
 - (4) 報告書等の写しの送付を求める場合にあっては、その旨
- 2 委員会は、交付請求書に形式上の不備があると認めるときは、交付請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、委員会は、交付請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
 - 3 委員会は、交付請求を受けたときは、当該交付請求があった日から14日以内に、当該交付請求に係る報告書等の写しを交付するものとする。ただし、前項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
 - 4 前項の規定にかかわらず、委員会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、委員会は、交付請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
 - 5 前2項の規定にかかわらず、委員会は、交付請求に係る報告書等の写しが著しく大量であるため、当該交付請求があった日から44日以内にその全てについて法第32条第5項の規定による交付をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、当該交付請求に係る報告書等の写しのうちの相当の部分につき当該期間内に当該交付をし、残りの報告書等の写しについては相当の期間内に当該交付をすれば足りる。この場合に

おいて、委員会は、第3項に規定する期間内に、交付請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この項の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの報告書等の写しについて当該交付をする期限

附 則

この規程は、令和8年1月1日から施行する。

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則5－1（給与の支給に関する基準と手続）等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月23日

山形県人事委員会
委員長 安孫子俊彦

山形県人事委員会規則5－1（給与の支給に関する基準と手続）等の一部を改正する規則

（山形県人事委員会規則5－1の一部改正）

第1条 山形県人事委員会規則5－1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項及び第4項中「に規定する「」を「及び第3号に規定する「」に改める。

第72条第1号中「21,000円」を「22,500円」に改め、同条第2号中「7,400円」を「7,700円」に改め、同条第3号中「6,100円」を「6,400円」に改め、同条第4号中「5,300円」を「5,600円」に改め、同条第5号中「4,400円」を「4,700円」に改める。

第78条第5項第1号中「100分の315」を「6月に支給する場合には100分の315」に、「100分の375」を「100分の375）、12月に支給する場合には100分の322.5（特定幹部職員にあつては、100分の382.5）に改め、同項第2号中「100分の150」を「6月に支給する場合には100分の150」に、「100分の180」を「100分の180）、12月に支給する場合には100分の157.5（特定幹部職員にあつては、100分の187.5）に改め、同項第3号中「100分の232.5」を「6月に支給する場合には100分の232.5、12月に支給する場合には100分の240」に改める。

第100条第2項中「（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の25を乗じて得た額を超えるときは、当該額）」を削り、同条第3項を次のように改める。

3 前項の特地勤務手当基礎額は、現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、現に受ける給料の月額）とする。

第100条第4項を削る。

第100条の2第1項中「は、」を「は、職員（条例第2条第3号に規定する学校職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）のうち、」に、「当該職員」を「もの」に改め、同条第2項中「同条第2項に規定する異動等の日（職員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた公署に勤務することとなつた場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日前の人事委員会が定める日。以下この条及び附則第7項において同じ。）に受けている」を「現に受ける」に改め、同条第2項の表中「異動等の日から起算して4年に達する」を「条例第13条の3第2項に規定する異動等の日（職員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた公署に勤務することとなつた場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日前の人事委員会が定める日。以下この表において同じ。）から起算して4年に達する」に改め、同条第3項から第5項までを削り、同条第6項第1号を削り、同項第2号中「県企業職員その他第4項各号に掲げる者から人事交流等により引き続き」を「新たに」に改め、「、又は定年前再任用をされ」を削り、同号を同項第1号とし、同項第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、同項を同条第3項とし、同条第7項第1号中「県企業職員その他第4項各号に掲げる者から人事交流等により引き続き」を「新たに」に改め、「又は前項第1号に規定する職員」及び「又は定年前再任用をされた日」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「及び附則第8項」を削り、同項第2号中「並びに」を「及び」に改め、「及び附則第8項」を削り、同項第3号中「前項第2号」を「前項第1号」に改め、「又は定年前再任用をされた日」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「及び附則第8項」を削り、同項第4号中「前項第3号」を「前項第2号」に改め、同項第5号中「前項第4号」を「前項第3号」に改め、同項第6号中「前項第5号」を「前項第4号」に改め、同項を同条第4項とする。

第101条の8を第101条の9とする。

第101条の7第3号から第6号までの規定中「前条」を「第101条の6」に改め、同条に次の3項を加える。

- 2 学級担任業務を分掌する職員の義務教育等教員特別手当の月額は、前項各号に定める額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める額をそれぞれ加算した額とする。
 - (1) 当該職員が分掌する学級の数が当該学級の学級担任業務を分掌する職員の数に等しい場合 3,000円
 - (2) 前号に掲げる場合以外の場合 人事委員会が定める額
- 3 次条の規定にかかわらず、前項の規定による加算は、職員が新たに学級担任業務を分掌するに至つた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が離職し、死亡し、又は学級担任業務を分掌しなくなるに至つた日の属する月をもつて終わる。
- 4 次条の規定にかかわらず、第2項の規定による加算は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至つた場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその額を改定する。

第101条の7を第101条の8とする。

第101条の6の次に次の1条を加える。

第101条の7 条例第13条の6第2項の人事委員会規則で定める校務類型は、次に掲げる校務の種類とする。

- (1) 学級（小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の学級に限り、特別支援学級（学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条に規定する特別支援学級をいう。以下同じ。）を除く。次条第2項第1号において同じ。）を担任する業務（次条において「学級担任業務」という。）
- (2) 前号に掲げるもの以外の校務

第107条第1号及び第117条第2号中「（昭和22年法律第26号）」を削る。

「第101条の7
第1項」を「第101条の8
第1項」に改める。

附則第5項から第8項までを削る。

附則第4項の表中	「	36,100	「	36,500
		36,100		36,500
		36,100		36,500
		36,100		36,500
		36,100		36,500
		36,100		36,500
		36,100		36,500
		34,900		35,200
		33,600		34,000
		32,300		32,700
		31,100		31,400
		29,800		30,200
		28,600		28,900
		27,300		27,700
		26,000		26,400
		25,100		25,400
		24,100		24,400
		23,100		23,500
附則別表中	「	22,100	「	22,500
		21,100		21,500
		20,200		20,500
		19,200		19,500
		18,800		19,100
		18,300		18,700
		17,600		18,000
		17,200		17,600

16,800			17,200
16,400			16,700
16,000			16,300
15,400			15,800
15,200			15,500
14,900			15,300
14,500			14,800
13,900			14,200
13,200			13,600
12,700			13,100

別表第3の大学卒の項第1号イ中「(昭和22年法律第26号)」を削る。

別表第9第12項職員の欄第1号中「学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条に規定する」を削る。

別表第15の2を次のように改める。

別表第15の2

義務教育等教員特別手当の月額

イ 教育職給料表(2)の適用を受ける者

職員の区分	職務の級		1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 級	給	円	円	円	円	円
	1号給から	4号給まで	1,300	1,400	2,800	3,400	5,100
	5号給から	8号給まで	1,300	1,600	3,000	3,500	5,200
	9号給から	12号給まで	1,400	1,700	3,200	3,600	5,300
	13号給から	16号給まで	1,500	1,700	3,300	3,800	5,400
	17号給から	20号給まで	1,600	1,800	3,400	3,800	5,500
	21号給から	24号給まで	1,700	1,900	3,500	4,000	5,600
	25号給から	28号給まで	1,800	2,000	3,700	4,100	
	29号給から	32号給まで	1,900	2,100	3,800	4,100	
	33号給から	36号給まで	1,900	2,200	3,900	4,200	
	37号給から	40号給まで	2,000	2,300	4,000	4,400	
	41号給から	44号給まで	2,200	2,400	4,000	4,400	
	45号給から	48号給まで	2,200	2,600	4,100	4,600	
	49号給から	52号給まで	2,300	2,600	4,200	4,700	
	53号給から	56号給まで	2,400	2,800	4,400	4,700	
	57号給から	60号給まで	2,400	3,000	4,400	4,800	
	61号給から	64号給まで	2,500	3,200	4,500	4,900	
	65号給から	68号給まで	2,600	3,300	4,700	5,000	
	69号給から	72号給まで	2,600	3,400	4,700	5,100	
	73号給から	76号給まで	2,700	3,500	4,700	5,100	
	77号給から	80号給まで	2,800	3,700	4,700	5,200	
定年前 再任用	81号給から	84号給まで	2,800	3,800	4,800	5,200	
短時間 勤務職 員以外 の職員	85号給から	88号給まで	2,800	3,800	5,000		
	89号給から	92号給まで	2,900	3,900	5,000		
	93号給から	96号給まで	3,000	4,000	5,000		
	97号給から	100号給まで	3,100	4,100	5,100		

	101号給から 105号給から 109号給から 113号給から 117号給から	104号給まで 108号給まで 112号給まで 116号給まで 120号給まで	3,100 3,200 3,200 3,200 3,300	4,200 4,300 4,400 4,400 4,500	5,100 5,100	
	121号給から 125号給から 129号給から 133号給から 137号給から	124号給まで 128号給まで 132号給まで 136号給まで 140号給まで	3,300 3,300	4,600 4,700 4,700 4,700 4,700		
	141号給から 145号給から 149号給から 153号給から 157号給	144号給まで 148号給まで 152号給まで 156号給まで		4,700 4,800 4,900 4,900		
				4,900		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員			2,200	2,600	3,200	3,500
						4,400

ロ 教育職給料表(1)の適用を受ける者

職員の区分	号 級	職務の級				
		1 級	2 級	3 級	4 級	
		円	円	円	円	
	1号給から 5号給から 9号給から 13号給から 17号給から	4号給まで 8号給まで 12号給まで 16号給まで 20号給まで	1,300 1,300 1,400 1,500 1,600	1,700 1,800 1,900 2,000 2,100	4,000 4,100 4,100 4,200 4,400	5,100 5,200 5,300 5,400 5,500
	21号給から 25号給から 29号給から 33号給から 37号給から	24号給まで 28号給まで 32号給まで 36号給まで 40号給まで	1,700 1,800 1,900 1,900 2,000	2,200 2,300 2,400 2,600 2,600	4,400 4,600 4,700 4,700 4,800	5,600
	41号給から 45号給から 49号給から 53号給から 57号給から	44号給まで 48号給まで 52号給まで 56号給まで 60号給まで	2,200 2,200 2,300 2,400 2,400	2,800 3,000 3,200 3,300 3,400	4,900 5,000 5,100 5,100 5,200	
	61号給から 65号給から 69号給から 73号給から	64号給まで 68号給まで 72号給まで 76号給まで	2,500 2,600 2,600 2,700	3,500 3,700 3,800 3,800	5,200	

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	77号給から	80号給まで	2,800	3,900		
	81号給から	84号給まで	2,800	4,000		
	85号給から	88号給まで	2,800	4,100		
	89号給から	92号給まで	2,900	4,200		
	93号給から	96号給まで	3,000	4,300		
	97号給から	100号給まで	3,100	4,400		
	101号給から	104号給まで	3,100	4,400		
	105号給から	108号給まで	3,200	4,500		
	109号給から	112号給まで	3,200	4,600		
	113号給から	116号給まで	3,200	4,700		
	117号給から	120号給まで	3,300	4,700		
	121号給から	124号給まで	3,300	4,700		
	125号給から	128号給まで	3,300	4,700		
	129号給から	132号給まで	3,400	4,700		
	133号給から	136号給まで	3,400	4,800		
	137号給から	140号給まで	3,400	4,900		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	141号給から	144号給まで	3,500	4,900		
	145号給から	148号給まで	3,500	4,900		
	149号給から	152号給まで	3,500			
	153号給		3,500			
			2,200	2,600	3,500	4,400

別表第17中備考以外の部分を次のように改める。

別表第17

初任給調整手当額表

期間の区分	職員の区分	第106条第1項の職を占める職員		第106条第2項の職を占める職員	第106条第3項の職を占める職員
		1種	2種		
1年未満		円	円	円	円
1年以上	2年未満	371,300	310,800	52,100	50,000
2年以上	3年未満	371,300	310,800	52,100	47,000
3年以上	4年未満	371,300	310,800	52,100	44,000
4年以上	5年未満	371,300	310,800	52,100	41,000
5年以上	6年未満	371,300	310,800	52,100	38,000
6年以上	7年未満	371,300	310,800	52,100	35,000
7年以上	8年未満	371,300	310,800	50,300	32,000
8年以上	9年未満	371,300	310,800	48,500	29,000
9年以上	10年未満	371,300	310,800	46,700	26,000
10年以上	11年未満	371,300	310,800	44,900	23,000
11年以上	12年未満	371,300	310,800	43,100	20,000
12年以上	13年未満	371,300	310,800	41,300	17,000
				39,500	14,000

13年以上	14年未満	371,300	310,800	37,700	11,000
14年以上	15年未満	371,300	310,800	36,300	8,000
15年以上	16年未満	371,300	310,800	34,900	
16年以上	17年未満	367,300	307,500	33,500	
17年以上	18年未満	363,300	304,200	32,100	
18年以上	19年未満	359,300	300,900	30,700	
19年以上	20年未満	355,300	297,600	29,300	
20年以上	21年未満	351,300	294,300	27,900	
21年以上	22年未満	339,000	283,300	27,300	
22年以上	23年未満	324,300	271,300	26,700	
23年以上	24年未満	308,800	258,800	25,700	
24年以上	25年未満	293,300	246,300	25,100	
25年以上	26年未満	277,300	233,800	24,500	
26年以上	27年未満	260,300	218,300	23,900	
27年以上	28年未満	243,300	202,800	23,300	
28年以上	29年未満	226,300	187,300	22,500	
29年以上	30年未満	208,800	171,800	22,200	
30年以上	31年未満	191,300	155,300	21,800	
31年以上	32年未満	173,800	138,800	21,200	
32年以上	33年未満	155,800	122,300	20,300	
33年以上	34年未満	137,300	104,300	19,400	
34年以上	35年未満	118,800	86,300	18,700	

別記様式第8号中

特地公署に勤務することとなつた日 における給料及び扶養手当の月額	給	料	円
	扶	養	手 当
	合	計	円
※ 決定欄	受	理	年 月 日

を

※ 決定欄	受	理	年	月	日	年	月	日	に改
-------	---	---	---	---	---	---	---	---	----

める。

(山形県人事委員会規則5-1の一部改正)

第2条 山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を次のように改正する。

第78条第5項各号を次のように改める。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 100分の318.75（特定幹部職員にあつては、100分の378.75）
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員 100分の153.75（特定幹部職員にあつては、100分の183.75）
- (3) 任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員 100分の236.25

(山形県人事委員会規則4-3等の一部を改正する規則の一部改正)

第3条 山形県人事委員会規則4-3（職員の定年等に関する規則）等の一部を改正する規則（令和5年2月21日）の一部を次のように改正する。

附則第5条第6項及び第7項中「第101条の7」を「第101条の8第1項」に改める。

(山形県人事委員会規則5-1等の一部を改正する規則の一部改正)

第4条 山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）等の一部を改正する規則（令和7年3月21日）の一部を次のように改正する。

附則第12項中「第100条第3項及び第4項」を「第100条第3項」に、「第6項及び第7項」を「及び第4項」に、「第100条の2第6項及び第7項」を「第100条の2第3項及び第4項」に、「第100条の2第6項第1号から第4号まで並びに同条第7項第1号」を「第100条の2第3項第2号」に、「同項第4号」を「同条第4項第4号」に改める。

附則第13項中「第100条の2第6項第1号及び第2号」を「第100条の2第3項第1号」に改める。

附則第14項中「第100条の2第6項第3号」を「第100条の2第3項第2号」に改める。

附則第15項中「第100条の2第6項第4号」を「第100条の2第3項第3号」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定（山形県人事委員会規則5－1（給与の支給に関する基準と手続）（次項及び附則第3項において「規則5－1」という。）第72条、第78条、第100条及び第100条の2の改正規定、附則第5項から第8項までを削る改正規定並びに附則別表、別表第17及び別記様式第8号の改正規定を除く。）及び第3条の規定は令和8年1月1日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（規則5－1第72条、第78条、第100条及び第100条の2の改正規定、附則第5項から第8項までを削る改正規定並びに附則別表、別表第17及び別記様式第8号の改正規定に限る。次項において同じ。）及び第4条の規定による改正後の規則5－1（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和7年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 3 改正後の規則の規定を適用する場合においては、第1条の規定及び第4条の規定による改正前の規則5－1（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づいて支給された特地勤務手当又は特地勤務手当に準ずる手当は、それぞれ改正後の規則の規定による特地勤務手当又は特地勤務手当に準ずる手当の内払とみなす。
- 4 改正後の規則第100条の2第3項第1号及び同条第4項第1号の規定は、適用日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。
- 5 適用日からこの規則の施行の日の属する月の末日までの間において、山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年12月県条例第44号。以下この項及び次項において「改正条例」という。）第1条の規定による改正後の山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号。以下この項及び次項において「改正後の条例」という。）及び改正後の規則の規定による特地勤務手当の額が、改正条例第1条の規定による改正前の山形県職員等の給与に関する条例（次項において「改正前の条例」という。）及び改正前の規則の規定による特地勤務手当の額（以下この項において「改正前の手当額」という。）に達しないこととなる期間がある職員の当該期間の特地勤務手当の額は、改正後の条例及び改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の手当額とする。
- 6 適用日からこの規則の施行の日の属する月の末日までの間において、改正後の条例及び改正後の規則の規定による特地勤務手当に準ずる手当の額が、改正前の条例及び改正前の規則の規定による特地勤務手当に準ずる手当の額（以下この項において「改正前の手当額」という。）に達しないこととなる期間がある職員の当該期間の特地勤務手当に準ずる手当の額は、改正後の条例及び改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の手当額とする。

（別記様式に関する経過措置）

- 7 この規則の施行の際現に提出されている改正前の規則別記様式第8号による特地勤務手当（又はへき地手当）に準ずる手当に係る住居移転届は、改正後の規則別記様式第8号による特地勤務手当（又はへき地手当）に準ずる手当に係る住居移転届とみなす。
- 8 特地勤務手当（又はへき地手当）に準ずる手当に係る住居移転届の様式については、当分の間、改正後の規則別記様式第8号にかかわらず、なお従前の例によることができる。

山形県人事委員会規則5－2（特殊勤務手当支給の基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月23日

山形県人事委員会

委員長 安孫子俊彦

山形県人事委員会規則5－2（特殊勤務手当支給の基準と手続）の一部を改正する規則

山形県人事委員会規則5－2（特殊勤務手当支給の基準と手続）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第36号を削り、第37号を第36号とし、第38号を第37号とし、第39号を第38号とする。

第3条の9第1項第1号イ中「終日に及ぶ程度（日中8時間程度とする。以下同じ。）又はこれと同程度」を

「4時間程度」に改め、同項第3号中「及ぶ程度」を「及ぶ程度（日中8時間程度とする。）」に改める。

第5条を削り、第5条の2を第5条とする。

第12条第1項中第38号を削り、第39号を第38号とし、第40号を第39号とし、第41号を第40号とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年1月1日から施行する。

（山形県人事委員会規則5－2の一部を改正する規則の一部改正）

2 山形県人事委員会規則5－2（特殊勤務手当支給の基準と手続）の一部を改正する規則（令和7年9月2日）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の改正規定中「第39号を第40号」を「第38号を第39号」に、「第38号」を「第37号」に改め、同項に1号を加える改正規定中「(41)」を「(40)」に改める。

第12条第1項の改正規定中「第41号を第42号」を「第40号を第41号」に、「第40号」を「第39号」に改め、同項に1号を加える改正規定中「(43)」を「(42)」に改める。

企 業 局 関 係

規 程

山形県企業管理規程第14号

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年12月23日

山形県企業管理者 松澤勝志

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程（昭和29年2月県電気事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第5条の3第1項中「（以下「特地事業所」という。）」及び「（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の25を乗じて得た額を超えるときは、当該額）」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項の特地勤務手当基礎額は、現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、現に受ける給料の月額）とする。

第5条の3第3項を削る。

第5条の6中「6,500円」を「6,800円」に、「3,250円」を「3,400円」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第5条の6の改正規定は、令和8年1月1日から施行する。

2 改正後の第5条の3の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（特地勤務手当に関する経過措置）

3 改正後の山形県企業局職員の給与の支給に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の山形県企業局職員の給与の支給に関する規程（以下「改正前の規程」という。）の規定に基づいて支給された特地勤務手当は、改正後の規程の規定による特地勤務手当の内払とみなす。

4 令和7年4月1日からこの規程の施行の日の属する月の末日までの間において、改正後の規程の規定による特地勤務手当の額が、改正前の規程の規定による特地勤務手当の額（以下「改正前の手当額」という。）に達しないこととなる期間がある企業局の企業職員の当該期間の特地勤務手当の額は、改正後の規程の規定にかかわらず、改正前の手当額とする。

病院事業局関係**規 程****山形県病院事業管理規程第15号**

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年12月23日

山形県病院事業管理者 阿彦忠之

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程（平成15年3月県病院事業管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

第22条第1号中「21,000円」を「22,500円」に改め、同条第2号中「6,100円」を「6,400円」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1

医 療 職 給 料 表**医療職給料表(3)**

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
	1	223,600	257,400	299,100	312,700	336,700	380,000	436,000
	2	225,500	259,600	299,600	313,300	337,700	381,800	438,300
	3	227,300	261,800	300,100	313,800	338,700	383,500	440,600
	4	229,000	264,100	300,600	314,300	339,600	385,200	442,800
	5	230,700	266,300	301,000	314,800	340,600	387,000	444,600
	6	232,600	267,400	301,500	315,300	341,900	389,000	446,600
	7	234,500	268,200	302,000	315,900	343,100	391,100	448,400
	8	236,200	269,300	302,500	316,300	344,300	393,200	450,400
	9	238,000	270,300	302,900	316,800	345,200	394,900	452,100
	10	240,100	271,400	303,400	317,300	346,400	397,000	453,800
	11	242,000	272,500	303,900	317,900	347,500	399,200	455,500
	12	244,100	273,800	304,400	318,400	348,700	401,200	457,200
	13	246,100	274,800	304,800	318,800	349,700	403,100	458,500
	14	248,100	275,500	305,300	319,500	350,800	404,700	459,900
	15	250,300	276,200	305,700	320,200	351,900	406,600	461,500
	16	252,300	277,100	306,200	320,800	353,000	408,400	463,100
	17	254,500	278,300	306,700	321,400	354,100	410,200	464,800
	18	256,600	279,400	307,200	322,300	355,300	411,900	466,400
	19	258,700	280,500	307,700	323,200	356,400	413,900	467,900
	20	260,800	281,600	308,100	324,100	357,500	415,700	469,300
	21	262,900	282,700	308,600	324,900	358,600	417,400	470,500
	22	264,700	283,700	309,000	325,800	359,800	419,100	471,800
	23	265,900	284,600	309,500	326,700	360,900	420,900	473,200

	24	267,000	285,700	309,900	327,500	362,100	422,700	474,700
	25	268,100	286,500	310,400	328,300	363,200	424,400	475,700
	26	269,000	287,400	311,000	329,100	364,500	426,100	476,300
	27	269,900	288,300	311,700	330,000	365,800	428,000	477,000
	28	270,800	289,200	312,400	330,900	367,100	429,800	477,600
	29	271,700	290,300	313,100	331,700	368,400	431,300	478,600
	30	272,500	291,000	313,900	332,800	369,900	432,900	479,300
	31	273,200	291,700	314,600	333,900	371,400	434,400	480,100
	32	273,900	292,400	315,400	335,000	372,900	435,800	480,900
	33	274,700	293,000	316,100	336,100	374,100	437,000	481,600
	34	275,500	293,600	316,900	337,100	375,600	438,100	482,300
	35	276,100	294,100	317,600	338,200	377,100	439,200	483,000
	36	276,600	294,500	318,300	339,300	378,500	440,500	483,800
	37	277,200	294,900	319,100	340,400	380,000	441,800	484,600
	38	277,900	295,500	319,900	341,600	381,000	442,900	485,400
	39	278,600	296,000	320,700	342,700	382,400	444,100	486,100
	40	279,400	296,500	321,500	343,800	383,700	445,300	486,800
	41	280,100	296,900	322,100	344,600	385,000	446,600	487,600
	42	280,700	297,400	323,000	345,700	386,400	447,600	
	43	281,400	297,800	324,000	346,800	387,700	448,700	
	44	282,000	298,300	324,900	347,900	389,100	449,800	
	45	282,800	298,800	325,800	348,800	390,600	450,900	
	46	283,500	299,200	326,800	349,700	391,800	451,400	
	47	284,200	299,700	327,800	350,700	393,000	451,900	
	48	284,800	300,100	328,700	351,700	394,200	452,300	
	49	285,400	300,600	329,600	353,000	395,300	452,900	
	50	285,900	301,000	330,600	354,300	396,200	453,400	
	51	286,300	301,500	331,600	355,500	397,200	453,800	
	52	286,700	302,100	332,600	356,700	398,100	454,300	
	53	287,000	302,500	333,400	357,600	398,700	454,800	
	54	287,500	302,900	334,400	358,800	399,500	455,200	
	55	287,900	303,400	335,400	360,000	400,300	455,500	
	56	288,300	303,800	336,300	361,300	401,200	455,800	
	57	288,700	304,300	337,200	362,300	401,800	456,200	
	58	289,100	305,000	338,100	363,200	402,500		
	59	289,400	305,700	339,100	364,300	403,300		
	60	289,800	306,400	340,000	365,500	403,900		
	61	290,200	307,100	340,900	366,600	404,500		
	62	290,600	308,100	342,100	367,900	405,200		

	63	291,000	309,000	343,300	369,100	405,900		
	64	291,300	309,700	344,500	370,100	406,500		
	65	291,600	310,400	345,200	371,100	407,200		
	66	292,000	311,300	346,400	372,100	407,700		
	67	292,400	312,100	347,500	373,200	408,300		
	68	292,700	312,900	348,400	374,300	408,800		
定	69	293,100	313,700	349,500	375,100	409,200		
年	70	293,600	314,600	350,200	376,300	409,800		
前	71	294,000	315,500	351,300	377,400	410,300		
前	72	294,300	316,300	352,500	378,500	410,600		
再	73	294,700	317,200	353,600	379,200	410,900		
任	74	295,200	318,100	354,800	380,000	411,400		
用	75	295,800	319,000	355,900	380,800	411,800		
用	76	296,300	319,900	357,000	381,500	412,100		
短	77	296,800	320,700	358,100	382,000	412,400		
時	78	297,300	321,600	359,300	382,500	412,900		
間	79	297,900	322,600	360,300	383,100	413,400		
勤	80	298,300	323,500	361,400	383,600	413,800		
務	81	298,800	324,000	362,300	384,200	414,100		
職	82	299,200	324,900	363,300	384,700	414,500		
員	83	299,700	325,800	364,200	385,200	415,000		
以	84	300,200	326,600	365,200	385,700	415,400		
外	85	300,600	327,400	366,200	386,100	415,800		
の	86	301,000	328,400	367,000	386,500			
の	87	301,500	329,400	367,800	387,100			
の	88	302,000	330,400	368,600	387,700			
職	89	302,500	331,300	369,100	388,000			
員	90	303,000	332,300	369,700	388,500			
の	91	303,500	333,300	370,400	388,900			
の	92	304,000	334,400	371,000	389,200			
職	93	304,500	335,200	371,400	389,800			
員	94	304,900	335,900	371,800	390,300			
	95	305,400	336,600	372,300	390,800			
	96	306,000	337,200	372,700	391,300			
	97	306,700	337,700	373,200	391,900			
	98	307,200	338,000	373,600	392,400			
	99	307,700	338,500	374,100	392,900			
	100	308,200	339,100	374,500	393,300			
	101	308,600	339,500	374,900	393,900			

	102	309,100	340,000	375,400	394,400			
	103	309,500	340,600	375,700	394,900			
	104	309,900	341,200	376,000	395,400			
	105	310,300	341,600	376,500	396,000			
	106	310,700	342,100	377,000	396,500			
	107	311,100	342,600	377,500	397,000			
	108	311,400	343,100	378,000	397,500			
	109	311,600	343,500	378,500	398,100			
	110	311,900	343,800	379,000				
	111	312,100	344,100	379,500				
	112	312,500	344,400	379,900				
	113	312,700	344,700	380,300				
	114	312,900	345,100	380,700				
	115	313,300	345,500	381,200				
	116	313,500	345,800	381,700				
	117	313,800	345,900	382,100				
	118	314,000	346,200	382,600				
	119	314,300	346,500	383,100				
	120	314,600	346,700	383,600				
	121	314,900	346,900	383,900				
	122	315,200	347,200					
	123	315,500	347,500					
	124	315,800	347,800					
	125	316,000	348,000					
	126	316,200	348,300					
	127	316,500	348,700					
	128	316,900	348,900					
	129	317,100	349,000					
	130	317,400	349,300					
	131	317,800	349,600					
	132	318,200	349,900					
	133	318,300	350,200					
	134	318,600	350,600					
	135	319,000	351,000					
	136	319,300	351,400					
	137	319,500	351,700					
	138	319,800	352,100					
	139	320,100	352,500					
	140	320,400	352,900					

	141	320,600	353,200					
	142	320,900	353,600					
	143	321,300	353,900					
	144	321,600	354,300					
	145	321,700	354,600					
	146	322,000	355,000					
	147	322,300	355,400					
	148	322,600	355,800					
	149	322,900	356,100					
	150	323,100	356,500					
	151	323,400	356,900					
	152	323,700	357,300					
	153	324,100	357,600					
	154	324,300						
	155	324,500						
	156	324,800						
	157	325,100						
	158	325,400						
	159	325,700						
	160	326,000						
	161	326,400						
	162	326,700						
	163	327,000						
	164	327,300						
	165	327,700						
	166	328,000						
	167	328,300						
	168	328,600						
	169	329,000						
定年前 再任用		基 準 給料月額						
短時間 勤務職 員		円 253,200	円 274,500	円 282,200	円 293,200	円 310,500	円 349,700	円 395,900

備考 この表は、病院に勤務する助産師、看護師及び准看護師に適用する。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。
- 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び鶴岡市役所において令和8年4月23日まで縦覧に供する。

令和7年12月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称） クスリのアオキ茅原店

鶴岡市北茅原町9番2

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社クスリのアオキ	石川県白山市松本町2512番地	青木 宏憲

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社クスリのアオキ	石川県白山市松本町2512番地	青木 宏憲

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和8年8月10日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,879平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数 66台

(2) 駐輪場の収容台数 5台

(3) 荷さばき施設の面積 64平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量 5.9立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

イ 開店時刻 午前9時

ロ 閉店時刻 翌午前0時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から翌午前0時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数 2か所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 終日

8 届出年月日

令和7年12月9日

9 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和8年4月23日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び山形市役所において令和8年4月23日まで縦覧に供する。

令和7年12月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドン・キホーテ山形嶋南店

山形市嶋南三丁目16番7外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
みずほ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	笹 田 賢 一

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）縦覧に供する届出書のとおり

（変更後）縦覧に供する届出書のとおり

4 変更年月日

縦覧に供する届出書のとおり

5 届出年月日

令和7年12月9日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和8年4月23日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される令和7年度における山形県の特定役務（建設工事に限る。）の調達契約（以下「特定調達契約」という。）に係る競争入札の参加者の資格等は、次のとおりである。

なお、既に山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項に規定する競争入札参加資格者名簿（有効期間が令和9年3月31日までのものに限る。以下「資格者名簿」という。）に電気工事の資格を有する者として登載されている者は、この公告による申請は要しないものとする。

令和7年12月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 調達する特定役務の種類

電気工事

2 競争入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納している者でないこと。

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた者であること。

(3) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること。ただし、個人事業所で、かつ、従業員が4人以下である等の事由により適用事業所に該当しない場合を除く。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。

(5) 法第27条の29第1項に規定する総合評定値（当該総合評定値の算出に係る審査基準日が、規則第125条第2項に規定する競争入札参加資格審査申請書（建設工事）（以下「申請書」という。）の提出日前1年7月以内のものであり、かつ、直近のものに限る。）が、電気工事について、810点以上であること。

3 申請書の提出の時期

申請書は、特定調達契約の締結が見込まれる場合において、隨時に提出することができる。

4 申請の方法

(1) 申請書の用紙等の入手方法

申請書の用紙等は、県土整備部建設企画課において競争入札の参加資格を得ようとする者に交付する。

また、山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

(2) 申請書の提出方法

競争入札の参加資格を得ようとする者は、申請書に建設工事等入札参加資格審査基準別表第1に掲げる知事が必要と認める書類を添付して、契約担当者に提出すること。

(3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書は、日本語で作成すること。

なお、(2)に定める書類で外国語で記載されたものについては、日本語の訳文を付し、又は添付すること。

5 資格審査及び結果の通知

(1) 競争入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）は、4により提出された書類により行い、当該書類を提出した者について資格を有すると認めたときは、資格者名簿に登載する。

(2) 資格審査の結果については、申請書を提出した者に通知する。

6 資格の有効期間及び更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

資格者名簿に登載された日から令和9年3月31日までとする。

(2) 有効期間の更新手續

(1)の有効期間の更新については、規則第125条第2項及び第4項の規定により必要に応じて申請書を提出すること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、令和7年度（債務負担行為）山形県立中央病院受変電設備・発電設備等更新工事の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。この入札は、山形県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により執行する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和7年12月23日

山形県病院事業管理者 阿彦忠之

1 入札書の受付期間、開札の場所及び開札の日時等

(1) 入札書の受付期間 令和8年2月20日（金）から同月25日（水）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

(2) 入札書の受付時間 午前8時から午後10時（入札書の受付期間の最終日にあっては午後4時）まで

(3) 書面による入札

イ 入札に参加を希望する者で電子入札システムによる入札により難いものは、持参又は郵送により、書面による入札を行うことができる。この場合の入札手続は入札説明書による。

ロ 書面による入札を行う者は、入札書を令和8年2月25日（水）午後4時まで（郵送の場合は、この時間までに必着すること。）に山形市松波二丁目8番1号 山形県病院事業局県立病院課経営施設係に提出すること。

(4) 開札の場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）

(5) 開札の日時 令和8年2月26日（木）午前10時30分

2 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称

令和7年度（債務負担行為）山形県立中央病院受変電設備・発電設備等更新工事（以下「対象工事」という。）

(2) 工事の場所 山形市青柳 地内

- (3) 工事の概要 電気工事
- (4) 工期 令和11年3月23日まで
- (5) 予定価格 2,646,250,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 競争入札参加者の資格に関する公告（令和7年12月23日付け山形県公報第667号）により公示された資格を有する者2者又は3者で自主構成する特定建設工事共同企業体（以下「特定共同企業体」という。）であること。
- (2) 特定共同企業体の構成員は、共同連帶して対象工事を完成させるものであること。
- (3) 特定共同企業体の構成員は、そのいずれもが次に掲げる要件を満たしていること。
 - イ 経常建設工事共同企業体、復旧・復興建設工事共同企業体又は事業協同組合でないこと。
 - ロ 出資比率は、2者の場合にあっては30パーセント以上、3者の場合にあっては20パーセント以上であること。
 - ハ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過していないものでないこと又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ニ 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の規定による競争入札参加資格者名簿に電気工事の資格者として登載されていること。
- ホ 対象工事の入札において、単体企業で参加していないこと又は他の特定共同企業体の構成員になっていないこと。
 - ヘ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること。ただし、個人事業所で、かつ、従業員が4人以下である等の事由により適用事業所に該当しない場合を除く。
 - ト 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - チ 規則第132条の規定に基づく建設工事請負契約約款（昭和39年8月県告示第707号。以下「建設工事請負契約約款」という。）第49条第11号イからトまでのいずれにも該当しないこと。
 - リ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者にあっては、当該更正手続開始又は当該再生手続開始の決定の日を審査基準日とする経営事項審査の結果をもとに、建設工事の入札参加資格の審査を受けた者であること。
- (4) 特定共同企業体の代表者が、次に掲げる要件を全て満たしていること。
 - イ 構成員の中で出資比率が最大の者であること。
 - ロ 平成22年4月以降において、国、地方公共団体、公社又は公団等（以下「国等」という。）が発注した延べ床面積が31,000平方メートル以上の病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。以下同じ。）で、受変電設備に係る電気工事を元請（共同企業体（経常建設共同企業体を含む。以下同じ。）の構成員であった場合は、その出資比率が20パーセント以上であった者に限る。）として完成した実績を有すること。
 - なお、当該電気工事が工事成績評定を通知されている工事である場合にあっては、評定点が65点以上のものに限る。
 - ハ 次に掲げる要件を全て満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できるとともに、現場代理人を常駐で配置できること。なお、現場代理人と主任技術者又は監理技術者とは、兼務できる（10の(5)に該当する場合を除く）。
 - (イ) 1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - (ロ) 監理技術者にあっては、電気工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ、監理技術者講習を受講していること。
 - (ハ) 平成22年4月以降において、国等が発注した延べ床面積が31,000平方メートル以上の病院で、受変電設備に係る電気工事を元請（共同企業体の構成員であった場合は、その出資比率が20パーセント以上であった者に限る。）として完成したものの中の現場代理人、主任技術者又は監理技術者であった実績を有する者であること。
 - なお、当該電気工事は、(4) ロの電気工事とは異なるものでもよく、当該電気工事が工事成績評定を通知されている工事である場合にあっては、評定点が70点以上のものに限る。

ニ 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項に規定する総合評定値（当該総合評定値の算出に係る経営事項審査の審査基準日が一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限前1年7月以内のものであり、かつ、直近のものに限る。以下「総合評定値」という。）が、電気工事について、1,300点以上であること。

(5) 特定共同企業体の代表者以外の構成員が、次に掲げる要件を全て満たしていること。

イ 平成22年4月以降において、国等が発注した延べ床面積が6,200平方メートル以上の病院で、受変電設備に係る電気工事を元請（共同企業体の構成員であった場合は、その出資比率が20パーセント以上であった者に限る。）として完成した実績を有すること。

なお、当該電気工事が工事成績評定を通知されている工事である場合にあっては、評定点が65点以上ものに限る。

ロ 次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できること。

(イ) 1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(ロ) 監理技術者にあっては、電気工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ、監理技術者講習を受講していること。

(ハ) 主任技術者又は監理技術者は、平成22年4月以降において、国等が発注した延べ床面積が6,200平方メートル以上の病院で、受変電設備に係る電気工事を元請（共同企業体の構成員であった場合は、その出資比率が20パーセント以上であった者に限る。）として完成したもの現場代理人、主任技術者又は監理技術者であった実績を有する者であること。

なお、当該電気工事は、(5)イの電気工事とは異なるものでもよく、当該電気工事が工事成績評定を通知されている工事である場合にあっては、評定点が70点以上のものに限る。

ハ 総合評定値が、電気工事について、810点以上であること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局

山形市松波二丁目8番1号 山形県病院事業局県立病院課経営施設係 電話番号023(630)2326

なお、入札説明書は、山形県電子閲覧システムからもダウンロードすることができる。

5 入札参加資格の確認等

(1) 入札の参加を希望する者は、次に掲げる書類を、(2)に掲げる期日内に山形県電子入札システムにより提出するものとする。ただし、書面による提出の場合は、4に掲げる場所に持参又は郵送するものとする。

イ 申請書

ロ 3の(4)ニ及び3の(5)ハに係る総合評定値通知書の写し

ハ 3の(4)ロ及び3の(5)イに係る施工実績を証する書類

ニ 対象工事に配置する主任技術者及び監理技術者の資格及び工事経験を証する書類

ホ 特定共同企業体にあっては、特定共同企業体協定書の写し

ヘ 特定共同企業体にあっては、特定共同企業体の代表者の権限に係る委任状の写し

(2) (1)に掲げる書類は、次に掲げる期間に受け付ける。

イ 受付期間 令和7年12月23日（火）から令和8年1月20日（火）まで（県の休日を除く。）

ロ 受付時間 午前8時から午後10時まで（受付期間の最終日にあっては、午後4時まで（郵送の場合は、この時刻までに4に掲げる場所に到達すること。）とする。なお、持参による場合は、県の休日を除いた、午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に提出すること。）

(3) 入札参加資格の確認結果は、申請者に通知する。

(4) 競争入札参加資格者名簿（有効期限が令和8年3月31日までのものに限る。）に電気工事の資格を有する者として登載されていない者は、規則第125条第2項に規定する競争入札参加資格審査申請書（建設工事）を(2)に掲げる期間内に4に掲げる場所に持参又は郵送するものとする。

6 入札保証金及び契約保証金等

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金等

建設工事請負契約約款第4条による保証（保証金額は、契約金額の10分の1に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）とする。）を付すこと。

7 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の規定に該当する入札は、無効とする。

8 落札者の決定方法

規則第120条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり、著しく不適当であると認められるときは、当該者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

9 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 その他

- (1) この契約においては、契約書の作成を必要とする。
- (2) 3の(3)ニに掲げる要件を満たさない者も5の(1)に掲げる書類を提出することができるが、入札に参加するためには、入札の前までに当該要件を満たしていなければならない。
- (3) 災害その他の事情により、電子入札システムに障害が生じた場合は、入札を無効とし、別途日時を指定して、書面による入札に変更することがある。
- (4) この入札は、山形県建設工事等低入札価格調査制度実施要綱（以下「低入札調査要綱」という。）の規定による低入札価格調査制度を適用する。
- (5) 低入札調査要綱第2条に規定する調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った価格をもって契約する場合には、現場代理人と主任技術者又は監理技術者との兼務を認めない。
- (6) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
- (7) 対象工事における現場代理人は、別件工事の現場代理人との兼務を認めない。
- (8) 入札参加者は、積算内訳書を入札時に提出すること。
- (9) 対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を対象工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定はない。
- (10) 詳細については入札説明書による。

11 Summary

- (1) Subject matter of the contract: Construction work of the Yamagata Prefectural Chuo Hospital
- (2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 4:00 P.M. January 20, 2026
- (3) Time-limit for tender: 4:00 P.M. February 25, 2026
- (4) Contact point for the notice: Prefectural Hospital Division, Hospital Affairs Agency, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken, 990-8570 Japan TEL 023(630) 2326